

板橋区立小中学校の適正規模及び 適正配置に関する基本方針

令和6(2024)年7月

板橋区教育委員会

目 次

第1章 方針の策定

- 1 策定の目的
- 2 策定の背景
- 3 方針の位置付け
- 4 方針の方向性

第2章 区立小中学校の現状

- 1 区立小中学校の位置
- 2 児童・生徒数、学校数の推移
- 3 学校規模の推移
- 4 学校施設更新時期

第3章 学校整備の基本的な考え方

- 1 魅力ある学校施設
- 2 施設更新と適正規模・適正配置の一体的推進

第4章 学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方

- 1 学校規模による教育上の特性
- 2 適正規模
- 3 適正配置

第5章 適正規模・適正配置に向けた取組

- 1 いたばし魅力ある学校づくりプラン後期計画の策定
- 2 改築期に合わせた適正規模化
- 3 過小規模校への対応
- 4 過大規模校への対応

第6章 新たな教育環境を見据えた学校施設整備

- 1 今日の学校教育を取り巻く様々な状況
- 2 様々な環境変化への対応

第1章

方針の策定

1 策定の目的

- 教育委員会では、平成26(2014)年に策定した「いたばし魅力ある学校づくりプラン（以下、「魅力プラン」）」に基づき、学校施設の老朽化対策と学校の適正規模・適正配置の視点を一体的に推進し、「魅力ある学校づくり」に取り組んできました(計画期間：平成28(2016)年～令和17(2035)年の20年間)。
- 魅力プランの策定以降、GIGAスクール構想による一人一台端末やICT教育環境の導入、新学習指導要領の実施等によって、子どもたちを取り巻く教育環境は大きく変化しており、「子どもたちが未来を切り拓くための資質・能力」をより一層、確実に育成するため、教育内容の改善と教育環境の整備が求められています。
- このような状況を踏まえて、令和4(2022)年から約2年間にわたり、学識経験者や区議会議員、PTA、地域・学校関係者などから構成される「いたばし魅力ある学校づくり審議会」において、学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方や具体的方策について審議していただき、審議結果が答申されました（令和6(2024)年4月）。
- この度、答申を十分に尊重したうえで、学校の適正規模・適正配置に関する考え方や今後の進め方を示す「区立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針（以下、「本方針」）」を策定しました。
- 引き続き、学校、保護者、地域・学校関係者の皆さまと共に、学校の適正規模・適正配置を通して、子どもたちのより良い教育環境の実現に向けて全力で取り組んでいきます。

2 策定の背景



教育環境

- ▶ 35人学級編制
- ▶ GIGAスクール構想
- ▶ 小中一貫教育の推進
- ▶ 教職員の働き方改革
- ▶ 個別最適な学び・協働的な学び



社会状況

- ▶ 将来的な年少人口の減少
- ▶ 大規模集合住宅の建設による地域的・一時的な児童・生徒数の増加
- ▶ 子どもたちが抱える課題の複雑高度化



施設整備

- ▶ 学校施設の老朽化対策
- ▶ 適正規模・適正配置の視点
- ▶ 新しい学びを実現する学校施設

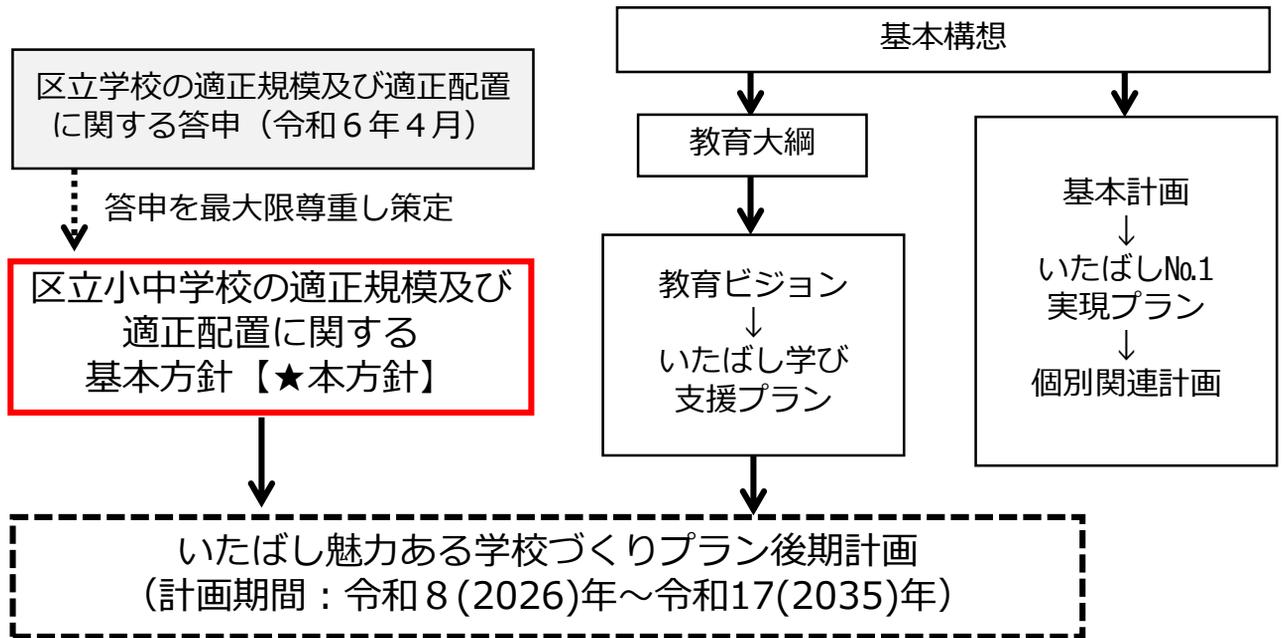
子どもたちを取り巻く教育環境や社会状況、
施設整備の重要性が大きく変化

3 方針の位置付け

「板橋区教育ビジョン」や「いたばし学び支援プラン」で示された、安心・安全な教育の推進と学校環境の整備といった、区がめざす学校教育を推進するため、「魅力プラン」の後期10年間（令和8(2026)年～令和17(2035)年）の取組を示す「いたばし魅力ある学校づくりプラン後期計画（以下、「魅力プラン後期計画）」を策定する予定です。

本方針は、「魅力プラン後期計画」を策定するにあたっての基礎となるものです。

概略図



4 方針の方向性

本方針が
めざすもの

学校施設の老朽化対策と適正規模・適正配置の取組を引き続き進めながら、新しい時代の学びや子どもたちを取り巻く教育環境の複雑多様化に対応することができる魅力ある学校づくりをめざします。

審議会答申における新しい視点

⇒ 望ましい学校規模の見直し、ICT教育環境、小中一貫型学校、施設内容（バリアフリーやジェンダーレス、高層化改築）、不登校対策、特別支援教育、日本語指導、集約化・複合化

板橋区立小・中学校の適正配置
に関する基本方針(H24)

将来を見据えた区立学校の施設整備と適正
規模・適正配置の一体的な推進のための
方針(H25)

適正規模・適正配置に関する考え方を再整理

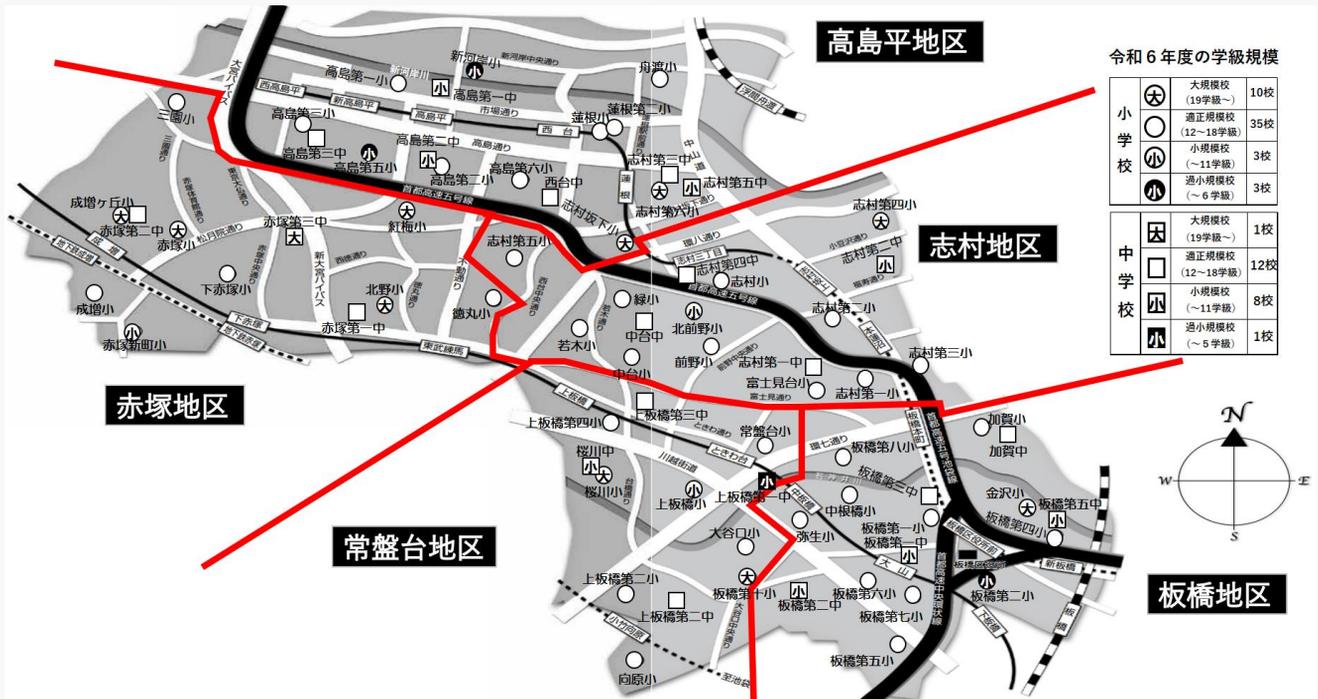


第2章

区立小中学校の現状

1 区立小中学校の位置

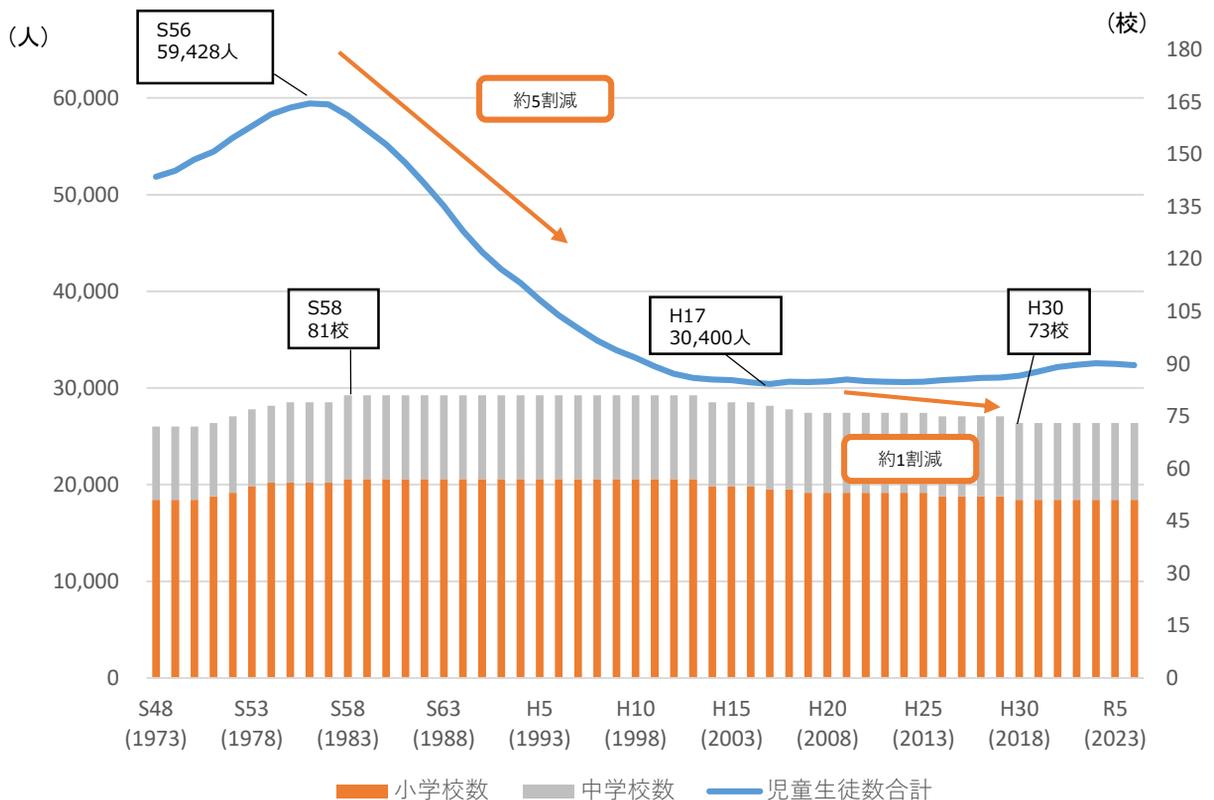
区立小中学校の位置図と令和6年度の学級規模をアイコンで示しています。



2 児童・生徒数、学校数の推移

区内全体の児童・生徒数はピーク時と比較して約5割減となっていますが、学校数はピーク時と比較して約1割減に留まり、児童・生徒数と学校数のバランスが課題となっています。

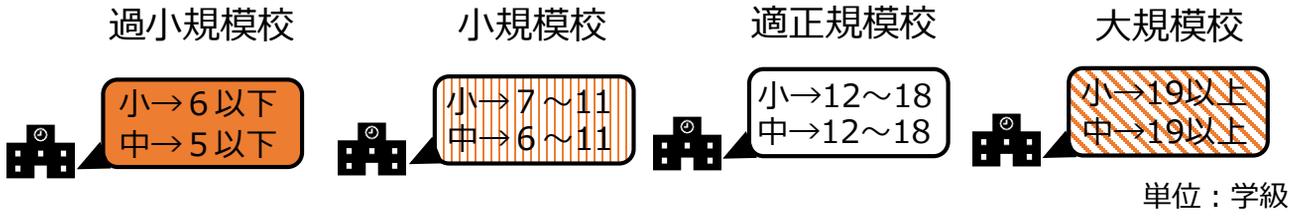
児童・生徒数及び学校数の推移



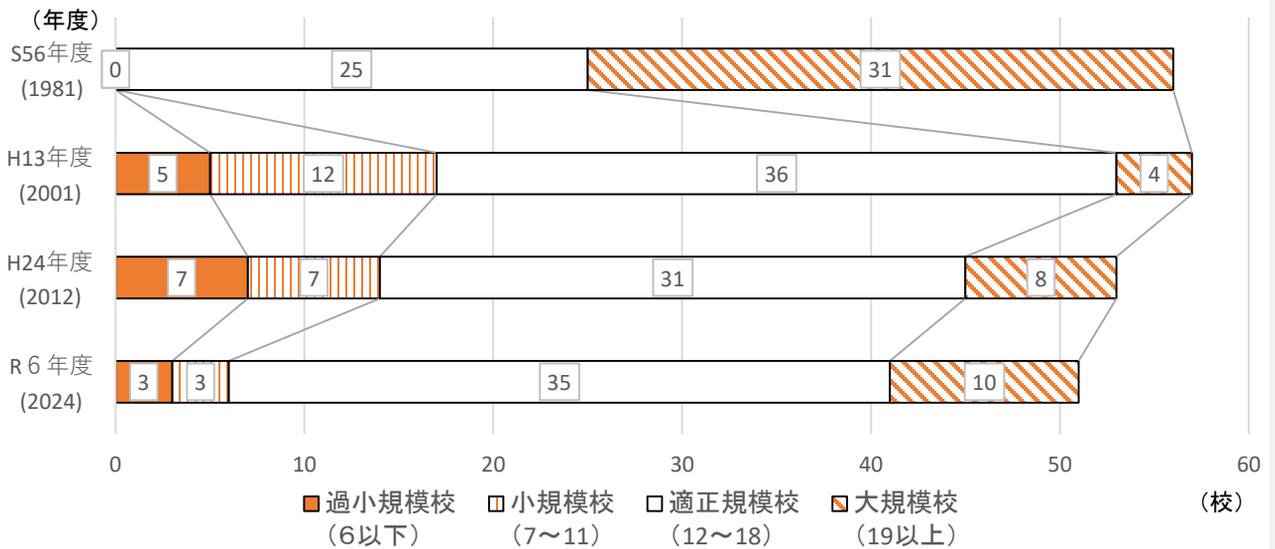
3 学校規模の推移

児童・生徒数のピーク時(小:S56,中:S60)は大規模校が多くありましたが、現在は適正規模校が多くを占めています。また現在、一定数の過小規模・小規模校が存在しますが、小学校における35人学級編制の実施により、学級数が横ばいとなる学校が多くなる見込みです。

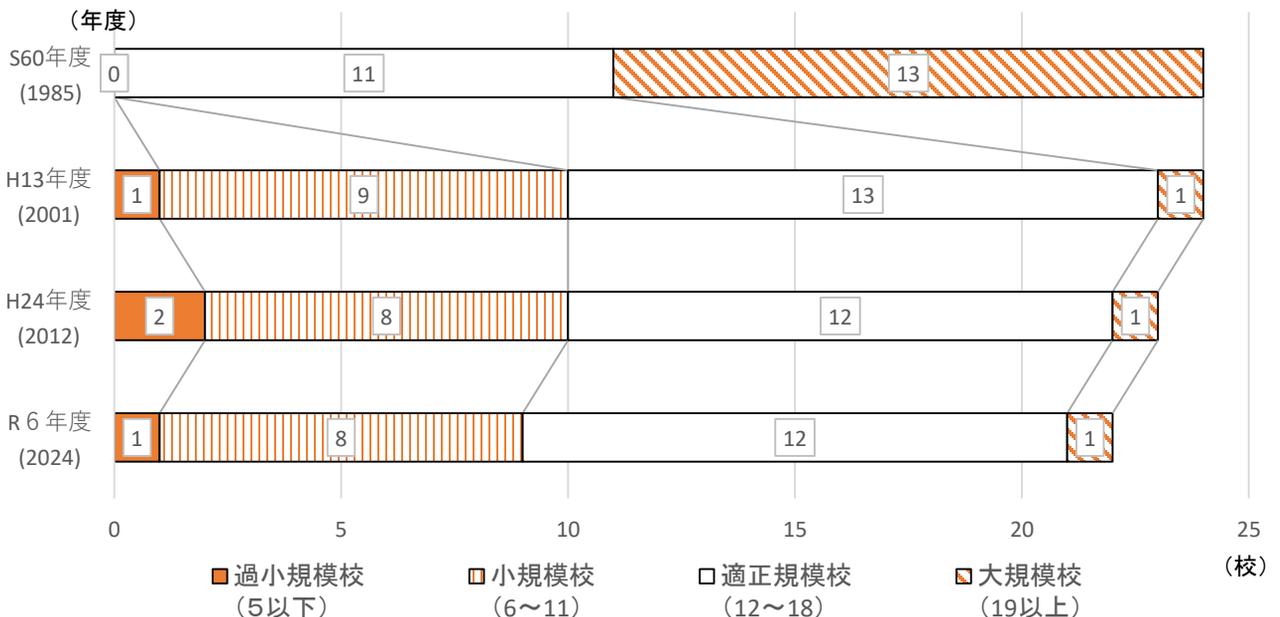
学校規模の考え方



小学校



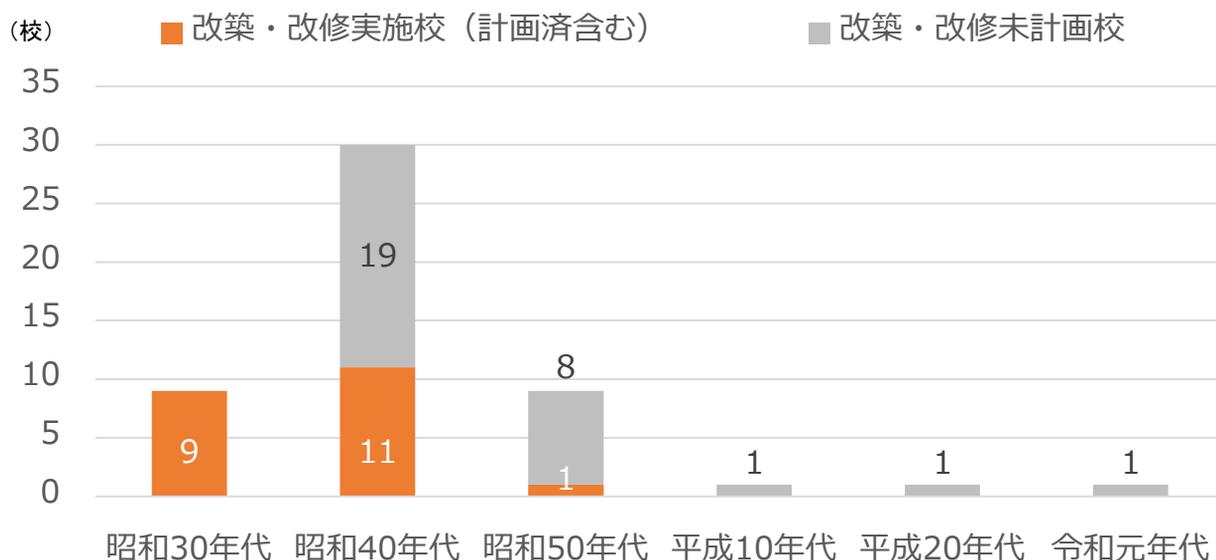
中学校



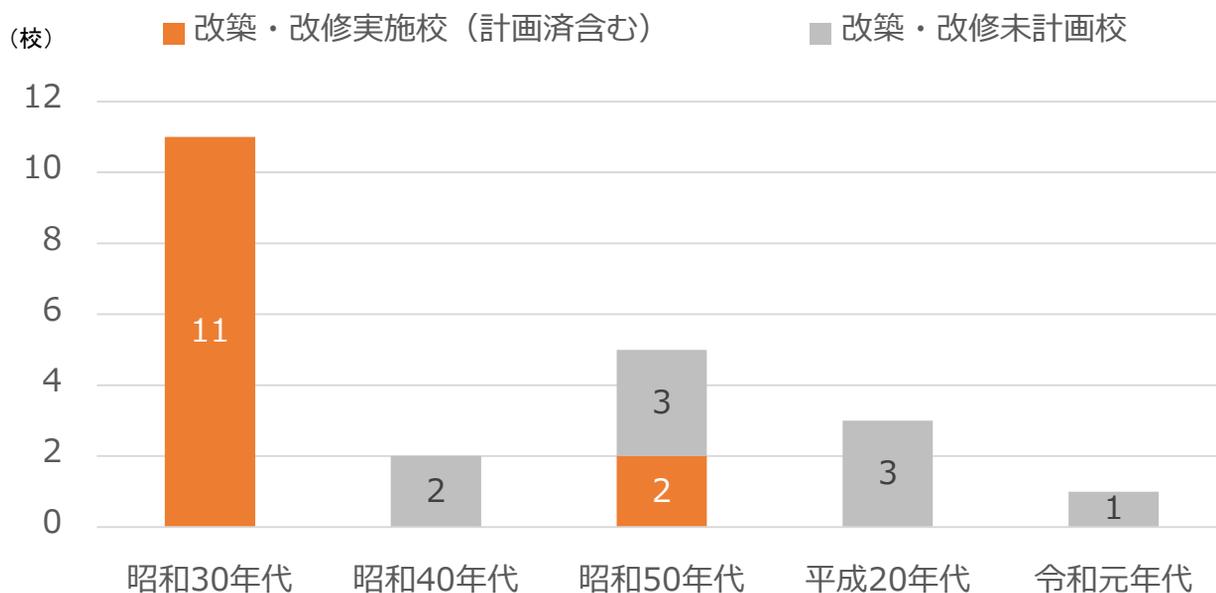
4 学校施設更新時期

区の学校施設は、昭和30年代から昭和40年代の児童・生徒数の急増に伴い、集中的に整備が進められたため、数多くの学校が改築や改修等の更新時期を迎えています。

小学校（建築年代別）



中学校（建築年代別）



A decorative graphic consisting of a solid green hexagon on the left and a cluster of six faded gray hexagons on the right, arranged in a honeycomb-like pattern.

第3章

学校整備の基本的な 考え方

1 魅力ある学校施設

平成26(2014)年に策定した魅力プランでは、「魅力ある学校施設」を以下の6つの考え方に整理しており、この考え方に沿って、学校施設の整備を進めていきます。

1. 教育環境の充実

- 多様な学習形態に対応できる教育空間
- 図書室を学校の中心に配置
- きめ細かな特別支援教育を実現する施設



2. 生活・運動環境の充実

- 多様な交流機会を生み出す場
- 体育施設の充実と屋外へ出やすい教室配置
- 防犯性・安全性の高い施設



3. 学校と地域の連携

- 小学校での放課後の子どもたちの居場所（あいキッズ）
- 地域活動や学校と地域の連携を活性化させる学校施設



4. 環境への配慮

- 環境負荷の低減
- 木のぬくもりを感じる内装の木質化



5. 災害に強い学校

- 避難所機能の充実
- 非構造部材の耐震化
- 雨水貯留機能
- 早期に学校機能を回復できる施設配置



6. バリアフリー

- エレベーターの設置や施設内外の段差解消
- だれでも使いやすい施設

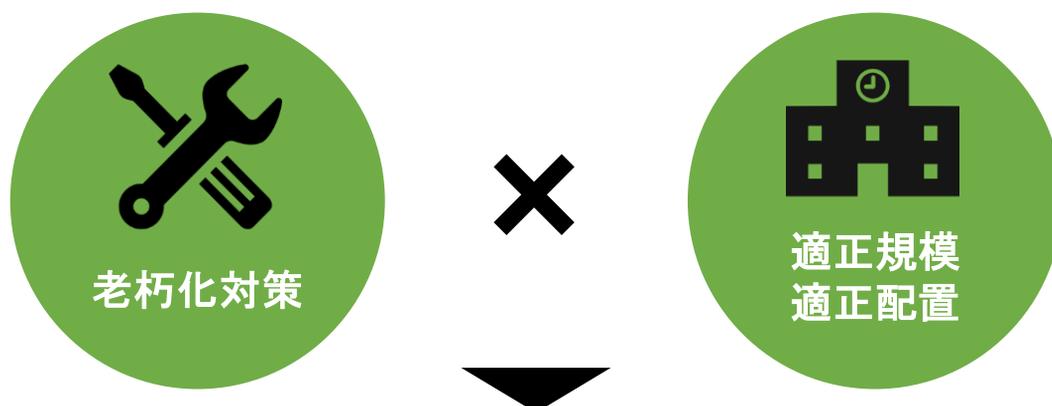


2 施設更新と適正規模・適正配置の一体的推進

(1) 基本的な考え方

施設の老朽化対策の視点に加えて、ICT教育環境の充実や多様な学びのスタイルに対応した教育環境向上の視点を取り入れることで、多面的な整備を進めていきます。

整備計画の検討にあたっては、該当する学校だけでなく、周辺の学校も含めて検討を行うことで、建築年度や施設の老朽化対策を基本としながら、将来の児童・生徒数の予測を基に、学校規模や配置の適正化も重要な要件としています。



新たな教育課題への対応を含めた総合的・多面的な整備

(2) これまでの取組

施設更新と適正規模・適正配置を一体的に推進することを目的とした魅力プラン（計画期間：平成28(2016)年～令和17(2035)年の前期10年間では、以下のとおり、各グループを編成して学校整備を進めてきました。

	グループ編成	取組
第一期	A 向原中・上板橋第二中	統合(平成30年4月)・改築(令和4年4月)
	B 板橋第十小	改築(令和2年9月)
	C 板橋第九小	統合(合流)(平成30年4月)
第二期	D 上板橋第一中・上板橋第三中	改築(上板橋第一中)・維持改修(上板橋第三中)
	E 志村小	改築(志村第四中との施設一体型小中一貫型学校)
第三期	F 向原小	改築(時期未定)
	G 板橋第一中・板橋第五中	それぞれ改築(時期未定)
	★ 板橋第四小・板橋第六小	増築(板橋第四小)・改築(板橋第六小)

「★」は、魅力プラン対象校ではないが、大規模集合住宅建設に伴う学級増による教室不足への対応



第4章

学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方

1 学校規模による教育上の特性

学校毎の児童・生徒数や全学年の学級数といった学校の規模は、子どもたちの生活面や学習面だけでなく学校運営にあたっても、様々な影響を及ぼします。

小規模校

メリット

学習生活面

- ・一人ひとりに目が届きやすい
- ・人間関係が深まりやすい
- ・異学年交流が生まれやすい
- ・学校行事などで活躍機会が多い

デメリット

- ・多様な考え方に触れる機会、学び合いや切磋琢磨の機会が少ない
- ・学校行事や集団活動で制約が生じやすい
- ・多様な学習形態・指導体制が取りにくい
- ・人間関係が固定化しやすい

運営面

- ・教職員間の連携が図りやすい
- ・学校が一体となり活動しやすい
- ・特別教室や共用設備の利用調整がしやすい

- ・教職員が少ないため教科や経験、特性等の配置バランスがとりにくい
- ・教職員一人あたりの校務分掌が多い
- ・教員同士の相談や教科研究が行いにくい

大規模校

メリット

学習生活面

- ・多様な考え方に触れる機会、学び合いや切磋琢磨の機会が多い
- ・学校行事や集団活動で多様な内容になりやすい
- ・多様な学習形態・指導体制が取りやすい
- ・人間関係の多様化による社会性・協調性が育成されやすい

デメリット

- ・一人ひとりに目が届きにくい
- ・人間関係が希薄になりやすい
- ・集団に埋没し、個性を発揮しにくい
- ・学校行事などで活躍機会が設定しにくい

運営面

- ・教職員が多いため教科や経験、特性等の配置バランスがとりやすい
- ・教職員一人あたりの校務分掌が少なく、組織的に行きやすい
- ・教員同士の相談や教科研究が行いやすい

- ・教職員相互の連絡調整が図りにくい
- ・特別教室や共用設備の利用調整がしにくい

2 適正規模

(1) 教育上望ましい規模

審議会による審議結果（答申）を踏まえて、「教育上望ましい規模」を見直します。

学校規模	
 小学校：12～18学級 中学校：12～15学級	▶ <u>小中学校ともに 12～18学級</u>
1学級あたりの人数	
 小学校：20～30人 中学校：30～35人	▶ <u>明記しない</u>

見直した理由

- ▶ 学校教育法施行規則では、小・中学校いずれも**12～18学級を標準**としている
- ▶ 小学校では「35人学級編制」が導入済、中学校は「40人学級編制」だが、今後**中学校でも「35人学級編制」が導入される可能性を考慮**する必要性がある
- ▶ 予算上の制約と制度面での課題により、**区独自の少人数学級編制は困難**である
- ▶ **学級人数に関わらず、教員以外の様々な人材の配置や授業展開の工夫等により、個別最適な学びと協働的な学びの保障に向けて、取り組んでいる現状**がある

➡ 一方で、**適正規模から外れる学校では、規模に応じた適切な教育の提供・充実に取り組んでいる。**

➡ ただし、**学校規模が過大・過小**になると、学校運営や学校教育への**影響が心配**される。

➡ とりわけ、全学年が単学級になる程度の**過度な小規模化が進行**している場合は、学校が抱える課題に対して、**施設整備や運営面等の工夫だけでは十分な対応ができない**ことがある。



教育環境の充実を図るために、教職員の配置や学級編制基準の見直し等について、**国や東京都に対して、機会を捉えて要望**していきます。

(2) 適正規模化により期待される効果

人間関係



- ▶ クラス替えにより多くの友だちと交流、多様な人間関係の構築を促進
- ▶ 子ども同士の学び合いや関わり合いによる社会性や向上心の醸成
- ▶ 多くの友だちと切磋琢磨することによる人間性や協調性の育成

▶ 出会いが広がり豊かに成長

教育活動



- ▶ グループ学習や習熟度別学習など学習・指導形態の選択肢が増加
- ▶ 多様な考え方に触れ、切磋琢磨することによる資質・能力の向上
- ▶ 専科・教科教員の配置増による充実した教科指導の展開
- ▶ 運動会や学習発表会などの学校行事に活気

▶ とともに学ぶ環境が充実

学校運営



- ▶ 経験や専門性などを考慮したバランスの取れた教員配置
- ▶ 専科・教科教員の配置増による教員同士の研修環境
- ▶ 校務分掌の分担による学校運営の効率化、子どもたちと向き合う時間の確保

▶ 円滑な運営体制が確立

3 適正配置

学校の適正配置の取組を進めていくにあたって、①通学区域・通学距離 ②小中一貫型学校 ③周辺の公共施設との複合化 の項目について検討を進めていきます。

(1) 通学区域・通学距離

通学区域の設定は、学校までの距離だけではなく、**安全性や学校の適正規模、学びのエリアとの整合等、様々な要因を踏まえて設定**しています。

通学距離は**小学校が1.0km、中学校が1.5kmを基本**としながら、道路状況等を総合的に捉えて弾力的に考えていくことが必要です。

通学距離の基準

小学校 1.0 km

中学校 1.5 km

(学校からの直線距離)

通学区域の検討にあたり考慮すべき要因

- ▶ 通学にあたっての安全性
- ▶ 通学距離
- ▶ 小中学校の通学区域の整合性
- ▶ 学校の適正規模化の実現 など

(2) 小中一貫型学校

小中一貫型学校は、小中一貫教育を推進する選択肢の一つであり、パイロット校としてその取組や効果を学びのエリア内や全区的に波及させる役割を担っています。

設置条件

✓ 適正規模の学校

施設一体型小中一貫型学校となる学校は、それぞれが大規模ではないこと

✓ 十分な学習環境や活動環境を確保

校舎や校庭、屋内空間をはじめとする子どもたちが学び、活動するための十分な環境を整備できること

✓ 通学区域が整合

義務教育9年間を通した学びのため、小学校の通学区域が中学校の通学区域に内包されていること

設置する際の留意点

◆ 効果検証

区内1校目となる志村小・志村第四中の小中一貫型学校について、小中一貫型学校としての効果や取組を検証していきます。

◆ 通学に係る安全性の確保

一貫校化により校舎の位置が変わるため、通学距離や通学時の安全性に留意して検討していきます。

◆ 中学校への就学傾向

地域によって区立中学校への就学傾向が異なるため、一貫校化する小学校から中学校への進学率などを踏まえて検討していきます。

(3) 周辺の公共施設との複合化

将来的な人口減少の可能性や区全体としての公共施設の総量抑制を考慮し、複合化を検討する際の必要な視点を整理しました。



① 目的や効果の明確化

周辺にあることのみを理由に複合化するのではなく、**目的や期待される効果を明確化**したうえで検討することで、区民の利便性向上に繋がります



② 区長部局との連携

複合化をするためには、部局を超えた連携が求められます。長期的な視点に立ち、各施設の状況などを踏まえて、検討することでより効率的に施設整備を進めることができます



第5章

適正規模・適正配置に 向けた取組

1 いたばし魅力ある学校づくりプラン後期計画の策定

「魅力プラン」の後期10年間の取組を示す魅力プラン後期計画に基づいて、施設の老朽化対策と学校の適正規模・適正配置を一体的に進めていきます。

令和8(2026)年度から始まる後期計画では、以下の考え方に基づいて、整備対象校を決めています。

(1) 整備対象校

魅力プラン後期計画では、①昭和40年代に建設され、更新時期を迎えた学校のうち、改築や長寿命化改修を行っていない学校、②過小規模化の進行により早急な対応を要する学校、③大規模集合住宅建設によって児童・生徒数が増加し、対応が必要な学校を整備の対象とします。

一方で、整備対象となる学校数は、前期計画と比べても多くなる見込みであり、計画期間内で効率的に整備を進めるため、整備時期の分散や整備手法を工夫しながら、改築や長寿命化改修を実施していきます。



昭和40年代に建設された学校



過小規模化が進行している学校



児童・生徒数の増加により対応が必要な学校

整備手法の工夫や整備時期の分散により、計画的に対応

(2) 学校施設整備の考え方

✓ 「学校施設はできるだけ長く使う」を基本

目標耐用年数（60～80年程度）を経過した学校を改築の対象とします
改築の際は、保護者や学校関係者、地域関係者による会議体で検討を進めます

✓ 長期にわたり安心安全に使用

学校を改築期まで安心安全に使用するため、以下の条件を満たす学校は、原則として、長寿命化改修を行います。それにより、施設の不具合解消による耐久性の向上と今日的課題に対する教育機能や教育環境の充実に図ります

長寿命化改修の実施条件

- ✓ 躯体状況が健全（長期使用が可能）
- ✓ 改修後、30～40年程度使用すること

✓ 計画的な維持改修を実施

長寿命化改修が適さない場合には、施設の劣化抑制や設備の更新による計画的な維持改修を行うことで、改築期まで安心安全に学校を使用します

✓ 複数の整備手法を組み合わせた計画

改築・長寿命化改修・維持改修を組み合わせた整備計画とすることで、学校施設の安心・安全を確保しながら、財政負担の平準化や将来的な更新時期の分散を図ります

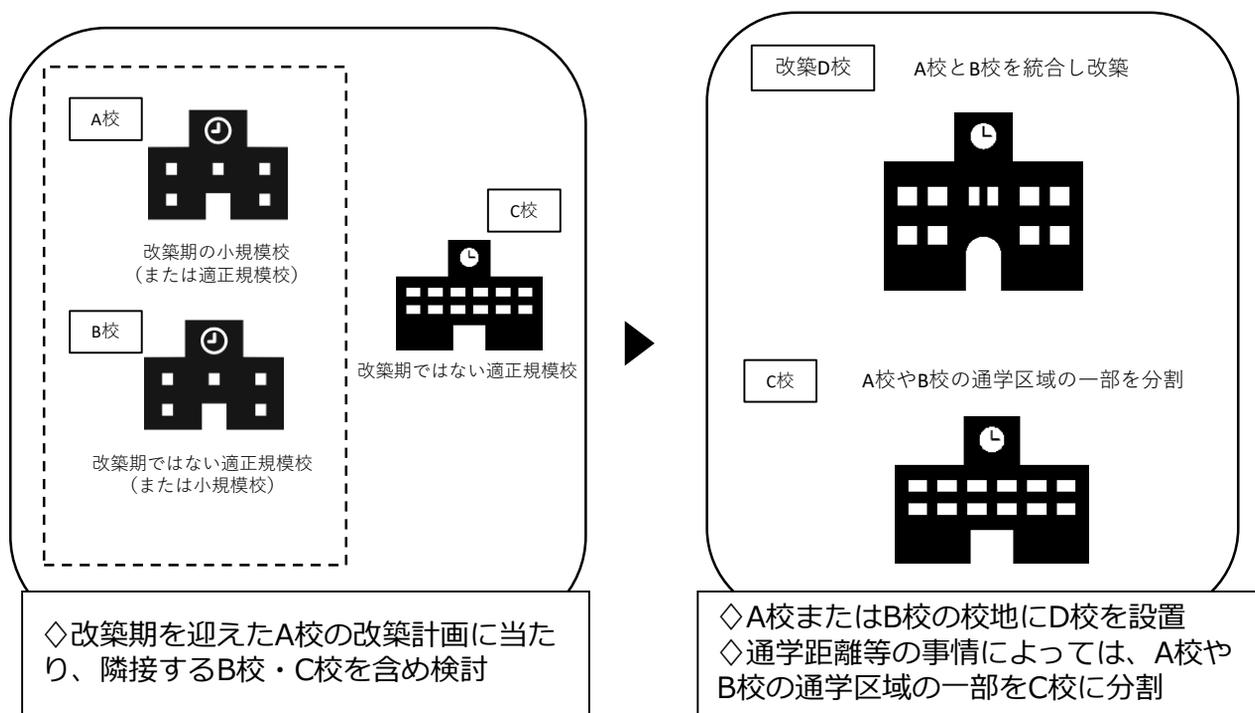
2 改築期に合わせた適正規模化

第3章でお示したとおり、学校施設整備を考えるにあたっては、学校の老朽化対策と適正規模・適正配置のそれぞれの視点を取り入れる必要があります。

加えて、公共施設マスタープランで示した「公共施設総量の抑制」の方針に基づいて、学校を改築する際は、周辺校を含めた適正規模化を検討していきます。

(1) 基本的な考え方

改築対象校の検討をするにあたっては、当該校だけではなく、周辺の学校の状況を踏まえて、適正規模化の実現に取り組みます。



適正規模化実現のための検討項目



将来推計

将来的な児童・生徒数の推計を踏まえた、適正規模化を目指します。



通学区域

当該校及び周辺校の通学区域の見直しを図ります。



地域との協議

地域との協議を行いながら、適正規模化を進めていきます。



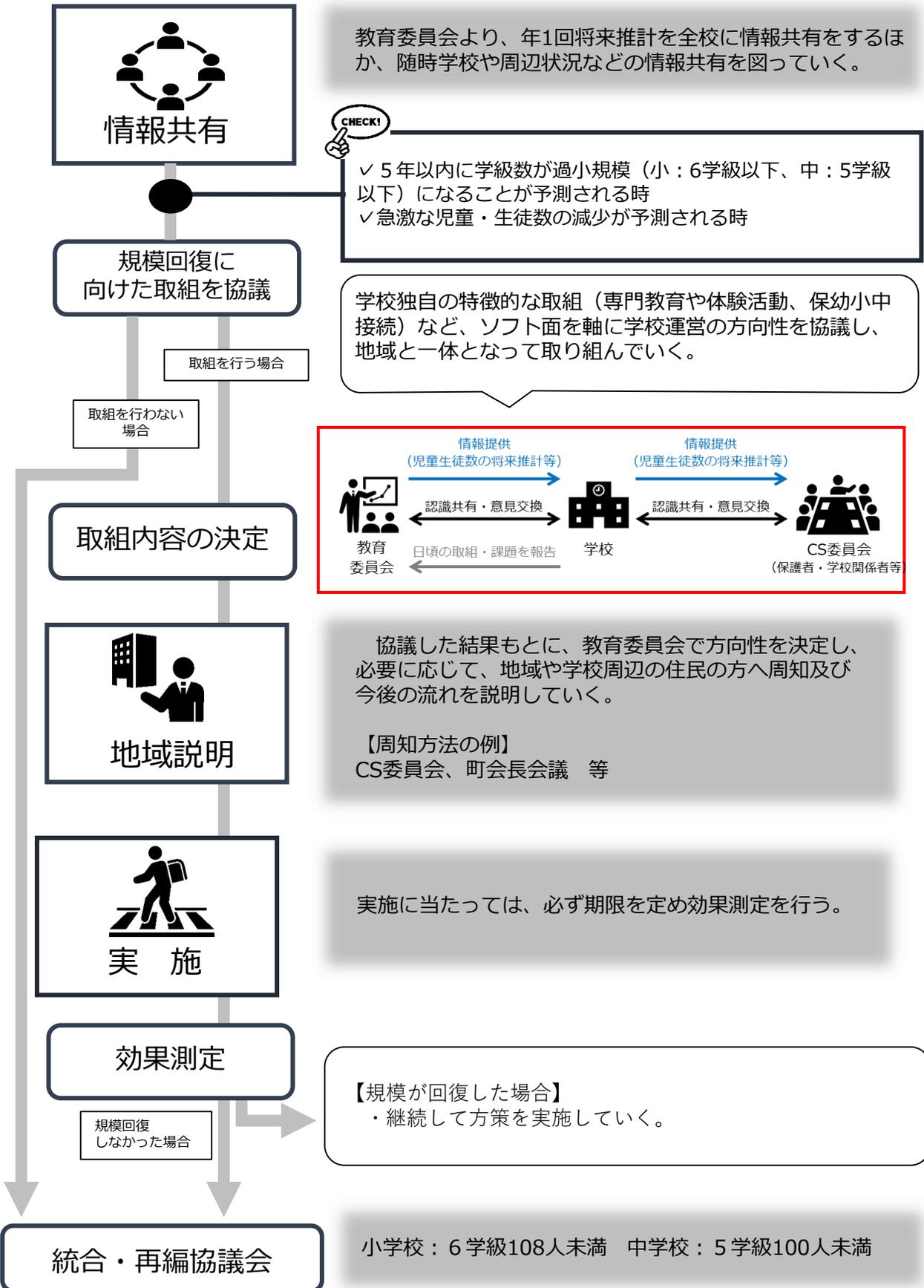
まちづくり

まちづくりや地区整備計画との整合性を踏まえた検討を行います。

周辺校を含めた検討により適正規模化を実現

3 過小規模校への対応

(1) 規模回復に向けた取組の流れ



(2) 統合・再編協議会設置の流れ



魅力プランの考え方に基づき、地域全体で今後のあり方について検討し、意見書を提出する。

【設置の条件】

- ✓ 規模回復に向けた取組をせず、統合・再編の検討がされた時
- ✓ 小学校：6学級108人未満
- ✓ 中学校：5学級100人未満

【構成員】

学校関係者、PTA、CS委員、地域関係者 等

【具体的な内容】

統廃合に向けた協議、実施時期、通学区域 等

意見書の提出

方策の決定

意見書の内容をもとに、教育委員会が方策を決定する。



必要に応じて、地域や学校周辺の住民の方へ周知・説明を行っていく。

【周知方法の例】

説明会、CS委員会、町会長会議 等



統合・再編に向けた具体的な準備を行う。

【構成員】

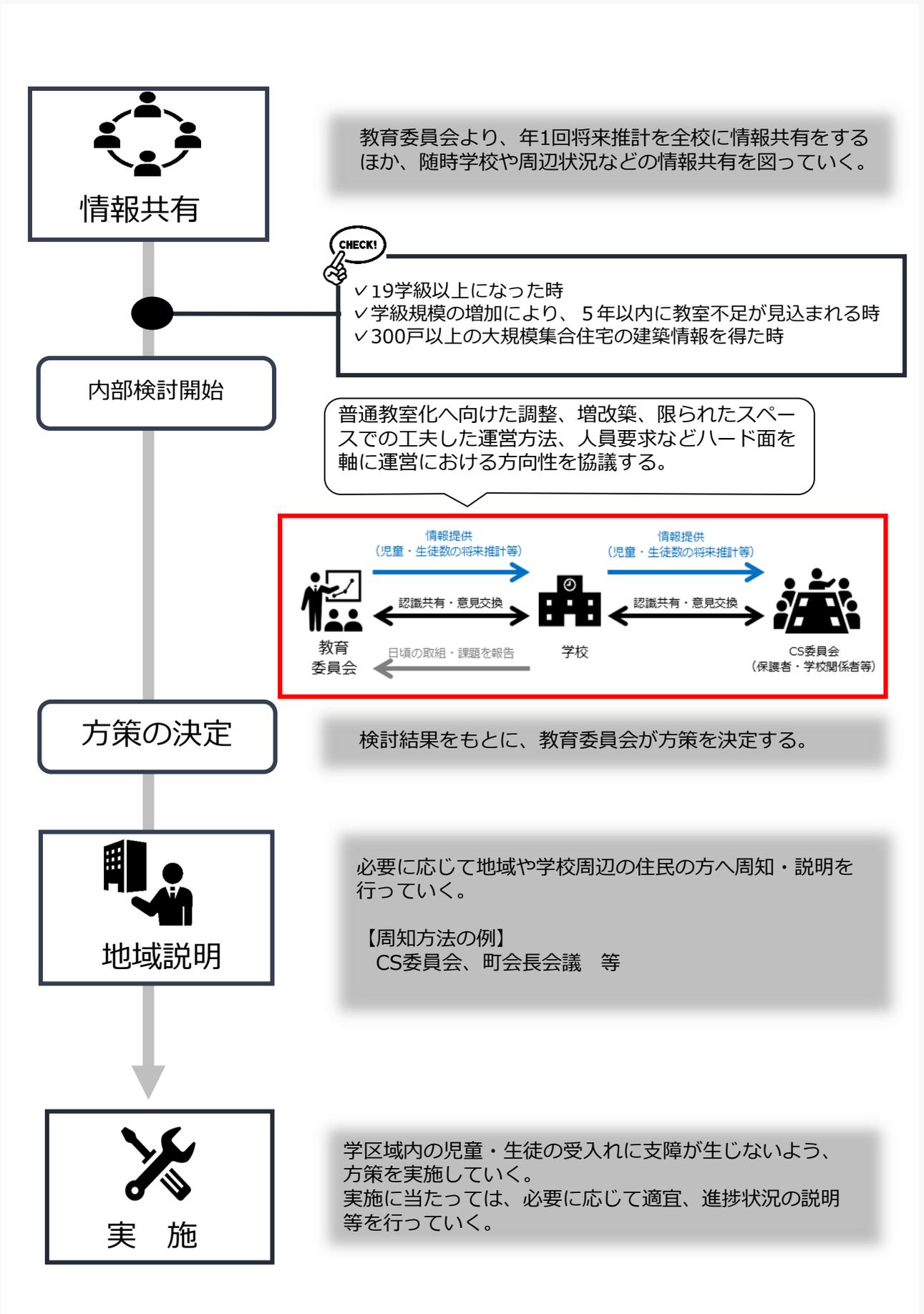
学校関係者、PTA、CS委員、地域関係者 等

【具体的な内容】

統合・再編後の学校運営に関すること（制服、体操着、教材 等）、通学区域、跡地活用 等



統合・再編準備委員会を設置し、実施に向けた検討を行うほか、広報誌の作成や区のSNSなども活用し、在校生、未就学児、地域住民等に幅広く周知を行っていく。





第6章

新たな教育環境を 見据えた学校施設整備

1 今日の学校教育を取り巻く様々な状況

個別最適な学びや協働的な学びの実現やICT教育のより一層の推進、日本語指導や特別な支援が必要な児童・生徒や不登校児童・生徒の増加など、子どもたちを取り巻く教育環境は複雑多様化しています。

(1) 環境変化の具体例

子どもたちを取り巻く環境変化

- 学びのスタイルの多様化
- 不登校児童・生徒の増加
- 日本語指導に対する需要の増加
- 特別支援教育の重要性の高まり
- 将来的な人口減少の可能性

学校施設に関する環境変化

- 技術革新を見据えた着実な対応
- 新たな学びへの対応
- 災害拠点と学校運営の両立
- 高層化改築
- 地域とともにある学校

多様な視点を持ちながら学校施設整備に取り組む

2 様々な環境変化への対応

学校施設の整備を進めていく中で、こうした様々な環境変化に適切に対応していくために必要となる視点や考え方を整理します。

(1) 施設整備に求められる視点や考え方

✓ 新たな教育環境に対応しやすい施設

これまでのような子どもたちが黒板に向かって授業を聞く形態だけではなく、学習用端末を用いて様々な場所で、様々な人数による授業が展開されています。

そのため、学校全体を学びの場として捉え、フレキシブルな施設づくりが求められています。

✓ 将来的な児童・生徒数の減少を見据えた転用可能な施設

近年の出生数の減少から、将来的に児童・生徒数が減少していくことが見込まれています。そのため、学校施設以外の用途への転用や減築などができるよう、設計段階から想定しておくことが重要です。

✓ 学校の敷地面積や形状を踏まえた諸室の設置

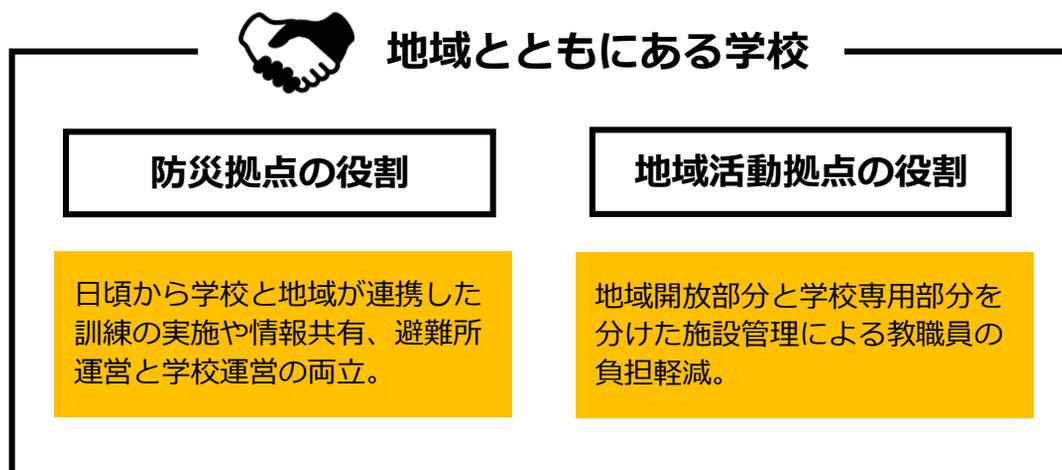
学校敷地の広さや校舎の大きさは学校によって異なるため、確保できる学級数は異なります。さらに、特別支援教育や不登校児童・生徒のための専用教室の必要性が高まっていること踏まえて、学校全体で各諸室の設置を考える必要があります。

✓ 多様な居場所の充実

不登校児童・生徒に適切な学習環境を提供するため、居場所づくりをより一層充実させていくことが重要です。加えて、不登校児童・生徒を生まないための学校環境を整備していく必要があります。

✓ 地域との連携

学校施設は学び舎としての機能に加えて、防災拠点や地域活動拠点としての役割もある中で、これまでと同様に「地域とともにある学校」としての視点を踏まえることが重要です。



✓ 学校を取り巻く状況と学校に求められる機能のバランス

昔の学校と今の学校を比較すると、新たな学びやバリアフリーなどの対応から、延べ床面積は増加する傾向にあります。

一方で、区の学校敷地は、限られた面積であることから、必要な延べ床面積を捻出するためには、高層化改築も選択肢の一つと考えられます。

